

## 1. めざす姿

「自治基本条例」の制定

可能な限り速やかに、市民とともに「自治基本条例」を制定し、新しい時代の自治体運営の原則を明らかにします。（「自治基本条例」の内容については（補足1）参照）

## 2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
自治基本条例の制定	未着手	制定済み	
自治基本条例の認知度		50%	80%

市民会議としては次期総合計画の策定と同時に「自治基本条例」が制定され、同条例の内容と整合性のある総合計画が策定されることを提言する。

## 3. 現状と課題

箕面市では平成9年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、既に市民がまちづくりの主体であることを明らかにしていますが、これらの条例制定時には先駆的な意味合いがあったものの、本格的な地方分権時代に入った現時点では残念ながら若干時代遅れの感は免れず、また、必ずしも条例の理念に沿ったまちづくりが進められているとは言いきれません。

既に周辺の自治体をはじめ多くの自治体で「自治基本条例」またはそれに類する条例が制定されつつあり、地方分権時代の自治のあり方や自治体運営に関する理念・原則・制度を明らかにするとともに、まちづくりのための最上位条例として位置付けています。しかし、条例の制定そのものが目的ではなく、市民が求める自治の実現、即ち市民自治の確立が目的です。それにはこれまでのような理念型の条例ではなく、市民をまちづくりの主体として位置づけ、市民参加を基本理念として、これを具体化するための市民の権利や種々の手続きを定めるなど具体的な内容を規定しなければなりません。総合計画の位置づけを明確にし、その実効性を担保する仕組みとしても「自治基本条例」が求められています。また、自治基本条例を策定するための機関を設け、多くの市民も参加してある程度（1年くらい）時間をかけて検討、制定されるべきです。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・ 「自治基本条例」素案策定のための市民主体の検討機関に参加する。

### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・ 「自治基本条例」素案策定のための検討機関を運営し素案を提言する。

### (3) 行政が取り組むこと

- ・ 市長、議会を含む行政は「自治基本条例」の必要性を理解し、早期制定に努める。
- ・ 「自治基本条例」素案策定のための検討機関を設置し、市民に参加を求める。
- ・ 「自治基本条例」を尊重し、遵守する。

## 5. まちづくりの効果

自治の本来の目的である、市民、行政、議会が力を合わせて、市民主体のめざすべきよりよい地域社会の実現に努めることができる。また、条例によって市民が将来にわたって常に市政に参加し、発言できる体制を次の世代にも持続し、実効性を持ち続けることができる。

### (補足1) 自治基本条例で規定すべき事項

- (1) 市民主権の理念で、自治の基本原則、自治の主体のあり方を明らかにする。
- (2) 市民、市議会及び行政が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力する協働の原則を定める。
- (3) 自己決定、自己責任による自立した自治体運営の実現、元気な地域社会の創造をめざす。
- (4) 情報公開（市民は市政情報を知る権利がある）や情報共有に関する事項。
- (5) パブリックコメントや住民投票などの制度に関する規定と位置づけ。
- (6) 総合計画の位置づけや評価のあり方。
- (7) 市民の権利と責務、議会、市長、行政機関などの責務などを明記。特に、効率的でわかりやすく透明な行政、市民に開かれた議会。
- (8) 地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重。

## 1. めざす姿

市民と地域社会をつなぐ地域情報システムが進んでいるまち

ウェブサイトによる情報提供のステーション化がすすみ、市民の「地域社会を知る・知ってもらう・地域社会でつながる」情報基盤が整っています。

緊急時の情報交信システムが整備され、市民の安全・安心が確保されています。

## 2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
「地域コミュニティネット」サイト参加登録団体率		60%	90%
「NPOポータルサイト」参加登録団体率		60%	90%
地震予知設備設置率（商業施設等を含む）	未調査	80%	90%

## 3. 現状と課題

近年、ICT革新による社会の情報システムが急速に進化し、携帯電話・メール・インターネットが普及するなど、市民の生活を大きく変えてきました。また2011年には完全に地上デジタル化放送に切り替わり、多様なサービスがひろがる「放送・通信のデジタル化社会」になります。広域的な情報交流がさらにひろがる中で、地域社会の情報交流が確保されるしくみが望まれています。

箕面市では従来、行政をはじめ地域社会に根ざしている市民活動団体、事業所、施設等が、おのおの単独でウェブサイトを活用して来ました。また市民との情報交流にウェブサイトを活用しきれない市民活動団体も未だ数多くあります。市民が地域社会のこれら多様な情報入手や交信機会を、大量の情報量のウェブサイトの世界で見過ごさないように、また新たな地域社会のコミュニケーションを促進するため、行政情報を中核としたサイトのリンク化や地域コミュニティや市民活動団体のポータルサイト化が必要となっています。

また、様々な緊急事態に的確に対応できる情報交信を確保することが必要です。特に地震災害の予報・避難誘導・救済・避難生活ガイド等の万全な情報交信網を、多様な情報化の時代にあって見直す必要があります。全国の予知情報システムの公共的施設への導入をはじめ、携帯電話やエリア限定放送の活用、など検討材料です。同時に、市民個人の緊急事態、たとえば山間部での事故・事件、自宅介護を必要とする高齢者などの救急介護管理等、一人ひとりの市民をきめ細かく守るための情報システムの拡充が必要です。

同時に、放送媒体の有効性や広域連合などの検討が必要になっており、行政情報の今後のあり方を含む、「地域社会の情報システム」を総合的に設計することが急がれています。

## 4. 役割分担

### (1) 市民等が取り組むこと

- ・自主的なシステム開発とリンク化

独自のHP等の開設は継続的に行うとともに、相互のリンク化を進めます。

- ・新規開設情報システムへの積極参加

市民活動団体、サークル団体等は、新規開設ポータルサイトなどのネット化に参加登録します。同様に市民はポータルサイトなどに積極的に参加登録し、活用します。

### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・地域コミュニティ情報のネット化

各地域コミュニティ協議会(仮)単位に、ウェブサイトを使った「地域コミュニティ情報システム」を、開発・整備します。公益市民活動団体を主体とする「市民活動ポータルサイト」とリンク化した、総合システムを整えます。

- ・市民活動ポータルサイトとリンク化

地域社会の情報化の一環として、NPO/ボランティア団体等の「市民活動ポータルサイト」を設け、情報受発信・交流を進めます。また行政を含む各ウェブサイトとのリンクを行い、探索利便性を高めます。

### (3) 行政が取り組むこと

- ・「箕面市地域情報ネットワーク推進計画」の策定

行政情報と市民活動情報、通常時と緊急時などを含む箕面の地域社会情報の総合プランを、市民参画により策定し、市民と行政を含む地域社会箕面とのつながりを高める情報基盤を総合的に構築します。システム開発、導入・運営に当たっては、市民協働で取組み、市民活動の情報システムの運営を支援します。

- ・行政・議会の情報開示の拡大

議会のインターネット放送はじめ、公開コンテンツの拡大を図ります。

- ・放送メディア等の媒体の再検討

ラジオ・有線TVなど地域活用性の強い放送メディアや、携帯電話・メールの活用について、その効果と費用の検討なども含み、総合的に見直します。

- ・緊急時情報交信の見直し

自然災害時だけではなく、個人緊急交信のいろいろなケースを洗い出し再整備します。

- ・行政情報と市民情報の総合ネット化

「箕面市HP」と市民活動団体等の各種HP・サイトをリンク化し、新設市民地域情報システムとの総合ネット化を進めます。

## 5. まちづくりの効果

地域のネット、市民活動のネット、行政のネット等が各々リンクし、ウェブサイトでの地域社会の情報ネットの総合化が進みます。市民が箕面の情報を身近に接することができるとともに、有事の場合にも情報を得られる地域社会の情報インフラが進展します。また、受け手だけではなく、発信者として地域社会に参加し、新たな地域の交流を促進するようにもなります。